

○建築計画概要書等の閲覧に関する規程

昭和46年4月6日

告示第521号

建築計画概要書閲覧規程を次のように定める。

建築計画概要書等の閲覧に関する規程

(題名改正〔平成13年告示513号・22年332号〕)

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定により、建築計画概要書その他の同条第1項各号に掲げる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成22年告示332号・令和3年131号〕)

(閲覧場所)

第2条 概要書等の閲覧場所は、当該概要書等に記載されている建築物又は工作物の敷地の所在地を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センター（岩手土木センターの所管区域にあつては盛岡広域振興局土木部、千厩土木センターの所管区域にあつては一関土木センター）とする。

(一部改正〔平成22年告示332号・23年258号〕)

(閲覧時間等)

第3条 概要書等の閲覧時間は、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、毎日午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、広域振興局長（以下「局長」という。）は、概要書等の整理その他やむを得ない理由のため必要があると認めるときは、臨時に、概要書等の閲覧時間を短縮し、又は概要書等を閲覧させない日を設けることができる。この場合において、局長は、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(一部改正〔平成22年告示332号〕)

(閲覧手続)

第4条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等閲覧簿（別記様式）に所要事項を記載して、局長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成22年告示332号〕)

(概要書等の持出し禁止)

第5条 概要書等を閲覧する者は、当該概要書等を閲覧場所以外の場所に持ち出してはなら

ない。

(一部改正〔平成22年告示332号〕)

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 局長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 概要書等を汚損し、損傷し、若しくは亡失し、又はそのおそれのある者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- (4) 係員の指示に従わない者

(一部改正〔平成22年告示332号〕)

附 則

この告示は、昭和46年4月6日から施行する。

附 則 (昭和48年4月27日告示第567号の2)

この告示は、昭和48年4月27日から施行する。

附 則 (平成元年3月31日告示第329号)

この告示は、平成元年6月4日から施行する。

附 則 (平成4年7月28日告示第670号)

この告示は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日告示第335号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月26日告示第513号)

1 この告示は、平成13年6月26日から施行する。

2 建築計画概要書の閲覧場所(昭和46年岩手県告示第533号)は、廃止する。

附 則 (平成18年3月31日告示第464号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第332号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日告示第258号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月26日告示第131号)

この告示は、令和3年2月26日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

確認印	年 月 日	氏 名	住 所	閲覧を求める概要書 等の建築主の氏名

(A4)

別記様式（第4条関係）

（一部改正〔平成22年告示332号〕）